

朝鮮の教育制度略史

朝鮮の教育制度略史

朝鮮總督府學務局

朝鮮の教育制度略史

目次

一 高麗の教育制度	一頁
二 李朝の教育制度	七
三 甲午年以後の學制	二五

朝鮮の教育制度略史

文學博士 高橋亨述

一、高麗の教育制度

朝鮮の教育制度は極めて簡單にして、又單調。高麗より李朝を通して少しも變化の迹從て發達の迹を認めない。教育の普及と發達を教育制度の改善に由りて達成せやうと云ふ者は未だ曾て朝鮮の政治家に起らなかつた。稀れに民間の學者に學制新案を立つる者があつたが終に朝廷の政策に實現せられなかつた。朝鮮は新羅の昔より支那尙文の俗尙に倣つて文を尊び武を賤み從て學者文章家を尊敬し學者文章家ならんは行政官たる能はずと定めたが其の學者文章家を造る教育制度其物に付しは何等改善の考案が費された事がない。終に高麗朝の初(西紀九二〇年)から李太王の甲午年(西紀一八九四年)我が明治二十七年)まで一千年の間我が國平安朝時代の學制を其の儘保存して來たのは頗る驚異に値する。されば朝鮮の教育制度は格別之を詳述するの價値なし。今唯だ其の大畧を概説する。彼の新羅、高句麗、百濟三國鼎立した時代は文獻乏しく之を討するに由なし。新羅時代に至りて都慶州に國學即太學があつたが地方に如何なる學校があつたか詳かでない。高麗太祖王建が後三國を統一して開城に奠都するに及びて文教に意を用ひ其の十三年に國都及慶州と平壤に學校を創め之を三京學と稱した。併し格別大學、州學等の

資格を定めた譯ではない。成宗に至り諸州郡縣をして優秀なる良家の子弟を選抜して開城に詣りて業を習はしめた。然るに彼等留學の子弟が郷里を思ひて勉學怠るの弊に堪へずありて其の六年に至りて希望者は請して歸郷せしめ尙留らんと欲する者は留るを許し代ふるに經學博士一名醫學博士一名を揚州、海州、廣州、忠州、清州、公州、晋州、尙州、全州、經州、昇州、黃州の十二牧に配直して管内巡廻教師となし郷曲に於ける學生の勉學を勵まし其の質義請益に應せしめた。十一年に至りて大に學校を興すべきの教旨を降し、地方有司をして盛に庠序鄉學を起さしめた。同年同時に國子監を創めた即太學であつて書生應村、蔡訥門の修業所である。文宗は崇文の王である度々訓誥を發して國學の諸生を勸勉した。文宗朝に於て太師崔冲の建てた九齋を始めとして十二名の文臣が私立學校を創めて生徒を集めて教授するに至つたのは高麗教育史上重大時期を劃するものである。高麗人は之を十二徒と稱した。是等十二私立學校は國子監太學に比して程度低く言はば太學の豫備門の如き有様であつたが世降りて科擧場繁盛するに至りては文臣黨を立て、其の棟梁各私立學校に割據して我が門下より多く及第生を出さんとし、乃ち私立學校が朋黨の源泉となり十二私學を経なければ太學に行かれぬ制度となし又仁宗十一年には十二徒の生徒にして轉學して師を更へたものは太學の監試に應ずる權利を喪失した。是に至りて文臣黨の弊益々牢乎たり。睿宗四年に至りて國學に易、書、詩、周禮、戴禮、春秋と武學の七科を專攻する爲に七齋を置いた。齋は教場の意義に解すべきである。

高麗の國學に於て文武兩部を併置せるは李朝學問と異なる所であるが仁宗十一年に至りては武部を分離して文學部だけとした。睿宗の十四年に至りて始めて國學に養賢庫を置いて學生給與の資料となし儒學生六十大武學生十七人を定員とした。是に至りて太學の經理の基礎が立つたのである。

仁宗に至りて學式を詳定して國子監に大學、四門、三學の三部を分ち官位に由りて門地を上中下に區別し上位の子弟は大學生中位の子弟は四門學生下位の子弟三學生に編入した。

三部學に各博士助教を置き經を分ちて教授し學生は一經を修業せざれば他經に移ることを許されぬ。周易、尚書、周禮、禮記、毛詩、春秋、左氏、公羊、穀梁を以て各一經となし孝經、論語は必ず兼通せしむる。先の孝經、論語から始めて修業一年を限り尚書、公羊、穀梁は各二年半を限り、周易、毛詩、周禮、儀禮は各二年を限り、禮記、左傳は各三年を限りとする。諸生は外に時務業を學び又書を習ふ國語、爾雅等を修む。三部學の定員各三百名と傳へられて居るか恐らく各百人合計三百人の意であらう。高麗朝太學々生總數三百名を超過したることは是に見ゆる二百名が頂上である。

加之ならば學校盛衰を極めた李朝に至りても太學々生の定員二百名と規定してある。仁宗朝太學式日は大體唐制に倣倣して我朝大資令の學制とも酷似して居る。さう乍ら太學三部學制は實行を見なかつたか或は史上に四門學生、三學生云々の語を見ず専ら國子學生と稱するに由りて恐らく嚴密なる部學制度の首途は未だ盡かなかつたかと思像される。李朝に至りて全然是の區別の存在しないのも一つの證據である。國學には正

科の外に律學、書學、算學の學生があつて門地低き子弟が入學した事も我が平安朝と同様である。仁宗五年に諸州に詔して學校を立てしめた。是に至りて高麗學制は完備を見たのである。即ち地方には各州に學校あり京師及平壤慶州には京學あり。

其の上級學校として京師に十二徒の私立學校あり。郷京二學は考試の上學生を十二徒に送り。十二徒は亦考試の上合格者を國學に陞せ。國學に在りて業成るに及びて適當の時期に國學之を試験して合格者を禮部に貢舉して科擧に應せしむるのである。實に是制度は獨り高麗の學制の完備なるのみならず亦李朝を通過して朝鮮學制の完備でもつて是れ以上の教育制度は未だ曾て施行せられたかつた。

制度の定まると共に異學の禁を嚴にして其の九年諸生の老莊の學を誦むるを禁した。是禁は國末儒學の盛なるに従て急々勵行せられたと見るべければ高麗學人の漢學知識の儒學に限られたことは察することが出来る。

此頃の國學の學生達が研學に不熱心であつたことは仁宗の十五年に門下省の奏事の中に國學六音の諸生が課程通りに所定の大小經を執りて講堂に出て、博士、學諭の講を受ける者毎日五人に過ぎず其の質問の如きも每人僅に二問に過ぎずとあるに徴するを得る。蓋し當時高麗は國を擧げて佛法を信奉し伽藍の壯大なる僧侶の員數の夥多にして又人才を集めしとは到底太學の比ではない。太學生は専ら懸科及第の爲に籍を學齋に置くものである。太學の振はざるも當然である。毅宗に至り歷代尊文賤武の弊熾して武臣等は文

臣の凌辱に耐へず遂に其の二十四年に將軍鄭仲夫一呼して武臣を討合し文聖及び王を倒し政房を樹て、政事決を幕府に仰ぐこと高宗朝四十五年に崔暹を誅して政權王に復るまで約九十年。武臣政を乘る中佛教中の禪宗一派は特別な庇護を受けて教勢俄に旺盛を加へたが文教の方面は頗る荒涼として士流の向學心亦衰退するに至つた。既にして旗を滿蒙廣漠の野に樹て、調の決するか如く當然として南下せる蒙古人の壓迫漸く加るに及びて八道擧げて我馬に正しく高宗十九年將軍崔暹王を脅して江華島に遷らしめ北半の境域蒙古の古領に委し建國以來三百年の國都城の文化美術工藝盡く胡人の破壊蹂躪に歸した。遷都後君臣上下祈佛法事に寧日なく學事停頓すること四十年。高麗文化の暗黒時代とも言ふべきである。是間に於て文教の事何人の手に歸したか。事は李齊賢の益齋集に詳見する。忠宣王嘗て高麗の文教に就き益齋と問答せられた。

又問臣曰。我國古稱文物富於中華。今學者皆從孔子以習章句。是宜摩羅業刻之徒定察而經明行修之士絶少也。此其故何耶。

臣對曰。昔我太祖經營草昧日不暇給。而首興學校。作成人材。一幸西都。遂命秀才延頴爲博士。教授六部生徒。賜絲帛以勸之。頴廩穀以養之。則可見其用心之切矣。光廟之後。益修文教。內崇國學。外列學校。里庠黨序。鼓歌相聞。師儒弟子。誦養陶薰。運節而榮。征章創而潤色。可謂文物富於中華。蓋非過論也。不幸毅王季年。武人凌起。

所忽。蕭蕭同吳王石俱焚。其脫身虎口者。亦逃窮山。脫冠帶而蒙伽梨。以終餘年。若神駿悟生之流。是也。其後國家稍復用文之理。士子雖有願學之志。而無所從而學焉。未幾。足遠。蒙伽梨。而窮山者。以講之。故神駿有送北學者。應舉京師。詩云。信陵公子統精兵。遠赴邯鄲立大名。天下英雄皆往從。可憐揮涕志候。此其證也。故臣謂學者。從釋子。習章句。其源蓋始于此。今殿下能廣學校。謹庠序。尊六藝。明五教。以闡先王之道。孰有背真儒而從釋子。捨實學而習章句者哉。將見雕蟲篆刻之徒。爲經明行修之士矣。卿陵曰。卿之言爲然。

益齋の答は能く武臣跋扈以來の文教の廢頽と文教の權儒者學者の手を離れて僧侶の手に移つたこと、を詳説して居る。是間の事情は全然吾朝室町時代京都の五山の我國文教に於けると相契合する。國亂れ社會の秩序破壞せられては文教の使命は安全地帯に依託するの外はない。是に於てか開城國學罷れて草靡々たり忠烈王朝の儒臣安駒の詩に曰く、

香燈處處皆祈佛。蒲筍家家盡祀神。
獨有數間夫子廟。滿庭春草寂無人。

安駒は高麗太學中興の功業者である。慶尙北道順興東人の家に生れたが研學の志篤く夙に學名あり四十八歳忠烈王十五年。燕都に於て新刊朱子の書を得て以て孔孟傳心の正學となし是に據りて高麗の學運を一振せんと決心し忠烈王三十年宰相たるを建議して國學を再興し養賢庫の資を拵賻にせんとし率先して俸錢を寄

附し奴婢各百口を納めた。王も亦其の議に長して内帑金を賜ふ文武官各分に應じて捐助し茲年六月に至り國學と大成殿竣工す。爾後儒學大に振ふ太學之に従つて盛となり反りて國初を駕するに至り一經に兩教授を置き又廣く講義を公開して從來學を禁する宦官、軍士、七品以下の下官及布衣の諸生員の懇請を許した。併し當時文庫中に能く史記漢書を讀む者なし已むを得ず故郎中愈成の子の僧侶となりて泗州に居る者を屬して講師とした。太學の名稱を成均館と改めたのも恐らく忠烈王の朝なるべく思はれる。

されども前述十二徒の私立學校は依然として存續し各勢を張りて我が門より數多き秀才を出して科擧に及第せしめて私黨の羽翼を張るの機關となさんとす。應科の資格は太學在學を原則とすれども十二徒諸生の爲にも特に太學で行ふべき國子監試進士試を設くることもあり。嚴密に言はば十二徒存する限り官學は完全に教學の權威たるものが出来ないのである。崇禎王三年に至りて初めて十二徒私學を認めただけは私學をして其の傳習的威權を續にする能はざらしめ、國家學制統一の完成と仰做すことが出来る。斯くて太學教授博士に其人を得て儒學即太學の興隆と相俟つて太學發運を迎へ高麗の滅亡には關係なく直ちに李朝に繼續して國家最高學府として機能發揮した。

二、李朝の教育制度

李朝太祖李成桂は即位同時に文庫の説を納れて大に文教を興すを以て國策と定め元年に諸道按察使に訓令を發して郡守縣監等の管内學校の興廢を以て其の成績考課の要件の一となさしめた。是に於てか濟州島の

果てまでも郷校を創立し辟教遠く南北東西に道設し成道屋源甲申に至るまで皆學校を建て士を聚めて經書を教授した。六年に京城の現位地に成均館の建築を始め七年に至りて落成し成均館は儒生教育の任を掌ると規定せられた。定宗は京城の中、東、西、南、北部の五部に各一校づつ所謂五學を置いたが太宗十一年に至りて北部學堂を廢して四學となした。斯くて地方に郷校あり京師に四學あり其上に成均館あり郷校は今の所謂公立で四學成均館は官立である。四學は高麗時代の十二徒私學同等の位地資格を有する。理想が出來る。成均館は生員、進士各百名を定員とし四學は一校百名を定員とし郷校は府、大都監府牧即大郡には九十名、中郡には七十名、小郡には五十名、縣には三十名を以て生徒の定員とし各東西田齊寄宿舍を置き學田を置き儒生の供養不足ならしめた。

以上が即李朝學制の完備であつて五百年を通じて是以外に學制改正に就いて意見を立てし者極めて稀である。況んや其の實施に於てを。高宗朝の進士で大明滅亡後爲に節を守りて仕へず全羅道扶安の瑞谷に隱居して身を終れる許溪柳登遠の著に有名なる許溪隨筆がある。朝鮮に於ける政治經濟の書としては尙楚に推す。其の中に學制に關する新案がある恐らく朝鮮人の學制案中最權威あるものであらう。西溪案の學制系統は左の如くである。

中學——四學——坊庠(京城)
太學——邑學——郷庠(地方)

即京城に在りては太學の外に中學と四學とを官立し坊庠即私立の寺小屋に在りて多小訓誥を習へる兒童は相當の年齢と學業程度に達すれば四學に歸り四學に在りて受學數年にして中學に進み中學に在ること一年にして太學に進むこととする。地方に在りては郡邑に邑學を置き郷庠成業生を入學せしめ各道廳所在地に營學を置き郷庠成業生を收容し營學より直ちに太學に連絡する。四學、邑學の入學年齢は十五歳以上とする。其外では坊庠、郷庠に在りて素讀訓誥を學ぶのである。

後條更に詳述するが朝鮮の人才登用法は全然支那の科擧法を襲ひて子、卯、午、酉の支に當る年を式年と稱して全國に監試を行ひて生員と進士とを取り更に大科を設けて高級文官を取る。監試に及第せる生員進士は成均館に入館して更に經學文藝を練り適官の時に大科に應ずる。然るに世級降るに従て科場腐敗して大科及第は政權を握れる黨派の子弟の占斷する所に歸し每場幾千の才人怨を存む。

されは科擧は人材登用の法にあらずして人材擧束の制度である。西溪は夙に科擧の弊を洞察して科擧以外に眞才擧用の途を開かんと欲し是の學制を立案して優秀學生は科擧に當らずして直に選ばれて文官見習に補せらるゝことゝなさんとしたのである。古來朝鮮の學者にして科擧の弊を論せる者極めて多いが西溪の如きは其の最も穩健なる説を立てた一人である。

即京城の四學、地方の邑學には毎年春秋二期に、京城では中學校長、地方では長官が學校に臨みて教官と共に諸生を講試し三年に一回即每式年共に卒業講試を施行し劣等生には黜學を命じ成績優良にして登用す

德行備はる者は薦めて、京城に在りては中學、地方に在りては營學に陞せ進む。中學、營學に進める翌年秋校長、地方長官は學校に臨みて教官と共に諸生の道藝德行を考査して其の優良なる者は之を太學に陞らしむ。未だ優等ならざるものは尙留まりて繼續科學せしむ。

毎年秋大學長は學生の德行道藝を嚴密に致査して其の成績優秀なる者は論啓して朝廷に推薦し未だ學業成就せざる者は留まりて研鑽を繼續せしむ。太學の薦舉生は大臣公卿侍坐する君王前で講經して旨に協へば進士の稱號を許されて進士院に列せられて半は講學し半は事務を習ひ一年にして其の才分に應じて秩祿を定めて本官に任せらる。

斯くて儒漢の學制案に據れば十五歳に四學、若くは邑學に入學し三年にして中學若くは營學に進み一年にして太學に陞され太學に在ること一年にして進士に選せられ翌年本官に進む前後正式に學校に學ぶこと五年に過ぎず年餘僅かに二十歳を出でない。儒漢は李朝人の學業の分量と古今の事歴に照して是を以て最適當と考へたのである而して是制度に由りて得らるゝ人才の法が科擧に由るよりも確に優等なることを得べしと信したのである。儒漢の學制案は稍や高麗の制度に類して十二徒私擧の代に中學、營學を置きし所に一段の進歩を認める。李朝實施學制よりは大に勝れたるは疑を容れぬ。されども終に實行せらるゝに至らなかつた。

學校職員は成均館は始く漢と四學には教授二名從六品、訓導二名正九品をおき後英宗に至り各一名に減員して。郷校には大郡は教授一名從六品、訓導一名正九品、小郡は訓導一名正九品となす後英宗に至り全部罷革した。英宗頃各郡の郷校は具だ文廟の祭祀を行ふのみで實際教授は廢せらるゝこと既に久しかつたのである。兎に角李朝國初に在りては士人の子弟は八九歳にして書を挾ひて書堂に通ふ七八年間千字文より小學、四書の素讀を習ひて郷校に進み數年勉學して進士生員の試験に應じ更に成均館に入りて文科に應ずるを進例としたのである。総合的に考へれば朝鮮の學制は郷校より太學まで畢竟是れ科擧應試の準備教育たるに外ならない。從て科擧の大要を知らなければ教育機關の性質も解するに苦む、のである。因りて此に大略朝鮮の科擧を述べんとする。

朝鮮の各級制度は支那に倣し小中華たるを以てありしに於て既に唐に留學して所謂賓貢科に及第して名を禮榜に列する者長慶(唐の穆宗)の初年の金雲卿なる者より維末の文豪崔致遠等に至るまで前後八十九人の多さに上つた。されば既に新羅朝の元聖土四年に唐制を倣ひて讀書出身科を設けた。されども猶ほ制度詳に定まらず必ずしも此を以て官更出身の途とも限つた譯ではなかつた。高麗の國を建るに至りても光宗王が佛黨の建議を納るゝまでは科擧の制度が國典となるに至らなかつた。

支那後周の人雙童なる者高麗に來りて光宗に仕へ爲に具さに支那科擧取士の制を述べて之を高麗に行はんことを建言し王之を納れて遂に其の九年に第一回正式科擧を設けた。是時の科擧は大體唐代の科擧に倣つたこと我が平安朝時代の科擧と同一いが併し今日傳はる文獻に據ると次の諸點に於て唐制と異なる所があ

つた。一、唐代の科擧は秀才、明經、進士、明法、明字、明算の六目であつたが高麗科擧は進士、明經、暗トの三科の士を取つた。但し後顯宗頃には外に律、書、算の三科を加へた。唐制の秀才、進士二科合して進士科となしたものと想はれる。

進士科及第者に直ちに任官の資格を與へたか或は更に文科本試験に應じて及第して初めて官吏登用の資格を得るか、光宗より景宗までは高麗史には唯だ進士を取り某々等に及第を賜ふとあるのみである。成宗二年に至りて始めて覆試を設けて進士に更に覆試を行ひて文官試験及第となした様である。但し其の後に至りても唯だ進士試だけを行ふて及第を賜ふたことも屢々ある。

併し徳宗に至りて始まつた國子監試に由りて觀ると高麗の科擧も原則は進士の試に及第した者に更に覆試を行ひて文科及第としたものである。唐の科制には初から太學貢士と鄉貢士との二種の貢士があつたが高麗科制は其の最初には未だ太學が設立せられなかつたから大凡讀書子の自信ある者が應試して固より此の區別はなかつた。成宗十一年國子監太學を起し徳宗に至りて初めて國子監試を設け賦及び六韻十韻詩を以て試し合格者を進士とし進士は更に郷部の文科試を受けて任官資格を與へらる。國子監試は又成均試南省試とも稱して元々太學生徒の爲に設くるを主としたものと思はれ景宗二年には國子監在學滿三年を以て受験資格と規定した。是に於てか士人應科の途明かに二種となり唐制の太學貢士郷貢士と其軌を一にするに至つた。其一は各地郷校より上りて太學に入學し滿三年にして國子監試に應じ進士となり更に禮部試

に應ずる者、其二は太學を歷すして直に進士試に應じて合格し更に進みて郷部の試に應ずる者である。景宗元年に至りて陞補試なる一科を置いて試賦經義を以て士を取つた。此は太學入學試験の意味で本來は十ニ徒私學に於て行つたものを廣く公開したものと想像せられる。而して此試に合格した者は太學に入學すると否とに拘らず生員の稱號を與へられたらしく思はれる。李朝に至りては陞補試に合格せる者は生員、進士試の初試合格と同等に視做して直に生員、進士試の覆試に應ずるを許した。

李朝の科擧は大體高麗の科制に準じて行はれたが其の記號の今日に傳はるもの豊富なる爲狀況を詳悉することか出来る、又李朝の科擧に依りて高麗科擧までも推測するを得るは幸である。

李朝の科擧も文科の外に武科もあり又雜科と稱して漢語、蒙古語、倭語、女眞語の語言試、醫科、陰陽科、法律科及び吏官科もあつたか何れも士流の輕する所で又學制とは關係がないから今は略す。

李朝の科擧も郷貢士と館貢士の二途を同じくするが成均館に於て之を統一する原則は高麗と變りはない、太祖元年に科擧法を制定した。館貢士は成均館生が相當年滿在館(學)く三年學位(成)るべしして經史に精通し文章が人格したものには館長が試験を施して其の合格者を以て文科の初場に合格せる者となして禮曹に報告し禮曹に於て中場終場に應せしむる。

郷貢士は郷生か或は地方の郷校或は私塾に在りて勉強し器は養成るに及びて地方長官之に郷試を施し時等者を持ちて成均館に送り館長と次長とは四書五經と通鑑を以て試験し經に通じ見理情しき者を擡て館貢士

と同しく禮曹に報告して中場終場に應せしむる。

禮曹試の中場は表章古賦を以て試み終場は策問を以て試みる。入格者三十三人を取りて吏曹に送りて官吏登用資格者となし才に應じて官職を授くる。

太祖元年の科制は文科だけの規定で進士、生員科には及びて居らないが翌二年に生員試を行ひ定宗元年には生員科の科を行つて居るのを以て觀れば國初以來高麗科制同様生員進士科も文科と並んで設立したのである。生員進士試に及第した者は成均館に入館資格を興ふるを原則とするは經國大典に由りて推定することが出来る。

高麗宣宗以來科擧は式年毎に定期に行ふこととなし、卯、午、酉、年を式年と定めた。併し式年制は是年には必ず科擧を行ふ意味であつて他の年には科擧を行はぬこと云ふ意味には留することが出来ない。何となれば太學生が大體三年在學してから文科に應ずるものとして考へると今まで毎年新入學生があつたに三年間科擧を行はぬこと、或者は學力如何に優秀でも次式年を得ずて五年間在學しなければならぬことなる又其れにも構はず式年制を固執すること太學生二百名乃至三百名(李朝二百名、高麗三百名)の内三年かかりて科擧合格者數十名だけしか太學を而す其の外は全部太學に殘る而して式年に又生員進士が入學する。斯くて太學は人材養成の名ありて實なく又在學生も式年にならぬと眞面目に勉強せず徒らに時政の得失を横議して日を送ることとなる。從つて科擧と太學とを結着けて太學卒業者より重に科擧合格者を取るを

本體とすること、すれば式年制の固執は不必要で又不可能である。されば高麗でも李朝でも式年は式年として別に毎年或は一年數回科擧を行つて來た。

李朝の種々の制度法律が成宗十六年文化が翹然したる時期に當りて編成せられた經國大典に依りて制定を見たる如く科擧も其の卷三禮典に於て周密に確定的に規定せられた。科擧は式年毎に必ず設行すること、定め文科と生員進士科と共に行ふ、文科、生員科何れも初試、再試、殿試と三回に分ち文科初試は前年の秋成均館及京城並に京畿、忠清、全羅、慶尙、江原、平安、黃海、永安の各道に於て之を行ひ成均館試を縮試、京城試を漢城試、地方試を郷試と稱す。文科初試の合格者數は縮試は生員進士の資格を有して在館三百日以上なる者より五十人、漢城試は四十人、郷試は京畿二十人、忠清、全羅各二十五人、慶尙三十人、江原、平安各十五人、黃海、永安各十人を取る合計二百四十人、文科初試は初、中、終の三場に分ち初場には四書冠義一篇、論一篇、中場には賦一篇表箋の二篇、終場には對策一篇を課す三場合格者は翌式年初京城に集めて覆試を行ふ、覆試には初場を省きて中場終場を課し製述の種類は初試と同す。覆試に在りては合格者三十三名を取る。覆試合格者は進んで殿試に應ずる。殿試は對策、表、箋、表頌、制詔中一篇を課し合格者三十三名を取る。之を甲、乙、丙、科三等に分ち甲三人乙七人丙三十三人とする。此規定に依れば覆試合格者は全部殿試に合格する程であるが實際は三十三名以下で三十三名は最大限を示したものであるといふと思はれる。尤も三十三名の及第者を出した殿試も頗る多い。

文科には製述の外に明經科があるが主として經書の誦讀を課するが爲才力ある人士は之に應ずるを嫌ひ後世には遂に別に設けざるに至つた。

生員進士の試は元は太學々生を取る意味である。矢張り式年の前秋に京城並に地方に於て漢城試と郷試を行ひ五經疑、四書疑二篇を製述せしめ合格者を式年春初京城に聚めて會試を行ひ生員進士各百人を取る。會試には生員には先づ小學と朱子家禮を講せしめ製述には經書疑二篇を作らしめる。進士には製述のみを課す。生員進士の資格を得たる者の門地貴き子弟は成均館に入館して自由快活なる學生生活をたし三三年にして更に文科に應ずる。然らざる郷野田儒の子弟は大抵は直に縣官の運動をなすべく京地に滞在して權門に出入し或は進士生員たる資格を得たるを以て満足して錦衣還郷して某生員某進士と尊稱せられて一生を送る。生員進士にして仕宦する者は俗に面行と稱し牧使に至りて止むを普通とする。

李朝の科擧は式年の外臨時に色々ある。先づ國に慶事ある時には増廣科なるものを設けて式年同様の方法により由て文科と生員進士試を設ける。大増廣となく、文科及第數を式年より七名増員の増廣は式年と同數である。生員進士は式年と同數である。次に別試と稱して特別に行ふ科擧がある。例へば世祖が十四年に溫陽に幸して別試を行つた如く我國の天皇の行幸に際して其の地方の前賢に彼位の御沙汰あるに似て居る。其他國王に特別な行動ありし場合に行ふ。別試の及第者數は臨時に仰出さるゝことになつて居る。是外大抵の臨時科擧の及第數も其時々に稟旨に由りて定まる。

次に庭試と稱して儒生が數多集合せる場合に行ふ科擧がある。次に講聖科と稱して國王成均館に幸して文廟に講ずる場合に行ふ科擧がある。次に春塘臺試と稱して國王が昌慶宮の集春門から其の隣地に在り、成均館生を招集めて觀ら春塘臺に出御して試みらるゝ科擧がある。

次に殿講と稱して毎年三三月の十六日成均館の選拔儒生を殿前に集めて三經を講せしめて及第を賜ふ科擧がある。次に節日製と稱して毎年正月七日、三月三日、七月七日、九月九日に成均館に於て行ふ科擧がある。次に黃柑製と稱して毎年濟州島から柑橘を貢進せるとき之を成均館生に頒與し仍りて儒士を試する科擧がある。是の他尙種々あるが何れも文科の初試に於てか生員進士試だけを設けるものであるから省略する。斯の如く成均館在館生は毎年七八回の定期科擧に應ずるを得る譯であるから學實に勉強する館生は三年間には恐らく及第が出来たであらうと思はれる。又科擧に於て一般應科者より館生を優遇せるは經國大典に同成績なれば居館の日數多き者を取ると規定したるに明かである。況して館外者は館生より後に於て論考せらるゝは當然である。斯くて官界尙ほ公正を保ち成均館太學が人才養成の最高學府たる權威を有し其の待遇を受けた間は科擧も相當實力競争試験であり又成均館も盛であつたが李朝晩年政爭激甚にして官場腐敗し科擧從て一種の滑稽劇に過ぎざるに至りて終に成均館亦衰ふるに至つた。されば後世の學校振興論者は皆成均館と科擧との關係を國初に返さねばならぬと主張したのである。前述柳通溪の學制案も其の一である。

されば李朝國初の學制は士大夫の子弟は八九歳に及びて郷庠即書室に入り訓誥素讀を習ふ十五歳頃には郷校四學に進み數年勉學の後適當の時期に生員進士の試に應じて成均館太學に陞り約三年にして乃ち文科に應じ遂に登龍門の榮を授かるのである。されば李朝國初の太學生は高麗仁宗の太學三部制の如く其の原語を亂して必ず清門の子弟を入学せしめたものと思はれる。從て館生には特別任用の途も開けて居つて居館累年にして五十歳に滿つる者は其の毎月の學業成績に照して優等者は毎年推舉して文科に應せしめ、又從令文科に及第せしむる者も館試漢成試に七度人格せる者は特に上申して役用することになつて居る。

されば李朝學制に於ける、郷校成均館は高麗朝の其れと同じく生員進士の養成所、大科受験者の準備所と視做すべきである。然るに李朝中世に至るに及びて先づ郷校が衰微した。其は何故かと云ふに前に述べし如く郷校の官制は大都に從六品の教授一名正九品の訓導一名、小郡に僅に訓導を置くに過ぎない、斯く郷校教官の位地が低きが爲に稍々學力ある清門の人士にして廿五にして此に就職して安して諸生を教導するものが始まらない。爲に地方士進の子弟は郷校に通學するも初、試小科に合格するに足る學力を養成することには頗る困難である。それよりは寧ろ高名なる先生の私塾に入るか將た山中靜かなる處に同學相切磋するに如かない。斯くて郷校の學事漸く衰微の運に向つた。事は明宗四年己酉時の邊基郡守李退溪が慶尙道觀察使沈通源に上りて願興に在る高麗の安胎の宅址書院に朝廷より額を賜はらんことを請ふた文に明かである。其中に曰く。

況竊見今之國學因爲賢士之所闢。若夫郡縣之學則徒設文具教方大壞。士以遊於郷校爲耻。其初弊之極無道以救之。可爲寒心。惟有書院之教察與。於今日則庶可以救學政之缺。以俟育之所。依歸。士風從而丕變習俗日美而正化可成。其於聖治非小補也。

更に書院長の人選を附記して曰く。
書院接故事。凡書院必有訓導或山長。爲之師。以掌其教。此一大事。尤當舉行。但此須擇於遺逸之士或間散之員而其人才能卓實必有出類超群之器卓然爲一世師表者。乃可爲之。如不得其人。而往爲其號。則與今教授訓導之不職者無異。有志之士必望々而去之。當恐反有損於書院。畧は同様の議論が宣祖朝の儒宗李栗谷等の東湖内言にも見ゆる。郷校不振の原因の訓導其人を待たざるに在るを原けて。

該教之初莫先於學校。今者以訓導爲至賤之任。必得貧困無資者而授。其教先免。其風寒。爲訓導者其知。後漁校生。以自肥。以己夫。孰知教誨之爲何事。如是而欲望。作成人才。何異於緣木而求魚。

と言つて居る。明宗宣祖初年は李朝極盛時代であつて文化其根柢に達したのである。然るに當時に在りて既に郷校の教育は有名無實となつた。其の原由に教授訓導の待遇主賤にして子弟訓導教授の任に堪ふる人を得る能はざりし爲である。李退溪の高調した賜額書院は言ふまでもなく支那の制に倣つたもので其の

理想とする所は宋の白鹿洞書院に在る。然し其の後朝鮮の各地に書院簇起して殆ど郷として書院あらざるはなきに至つたが其等は附近儒生達の集會して時政の得失を横議し此に享祀する所謂先賢を祭る外には教育上殆ど貢獻する所がなかつた。されば李朝盛代に至りて既に郷庠即寺小屋と太學との中間機關たる郷校は有名無實其の機能を失つたと見なければならぬ。

地方の郷校は學校としては機能を失つたが同基址内に建てられたる文廟の祭祀は依然朝野の焚香春秋の譯奠とは盛大に行はれ單に儀式の機關として其の傳習を維持した。京城の四學は郷校に較べては遙に後世まで學校として存在した。

恐らく李太王の三十一年甲午に庶政大革新あり翌年に教育に關する勅諭を下して新教育の基を立てた時まで繼續したものであらう。

成均館太學は郷校四學の衰微に拘らず士流唯一の高等教育機關として昌じた。併し館儒は生員進士より取るに云ふ國初の規定は勵行せられずして相當の年齢に達せる勢家士流の子弟は直ちに入館を許され入館中隨意生員進士の科擧に應ずるに至つた。六典には生員進士が二百の定員に滿たざる時には四學の生徒にして十五歳以上で小學と四書と詩、書、春秋、禮記、周易中の一經に通する者、大官の嫡子にして小學に通する者、曾て京郷の生員進士試に合格せる者及び朝士の入館を願ふ者は入館を許すとある。成均館生徒の在館の年限は別に規定はないが式年文科の成均館に於て擧行せらるる所謂館試に應ずるには必ず在館三百

日以上なるを要する。外に成均館生徒のみに行ふ所の文科即詳習なるものがあつて在館五十日以上なければ之に應ずるを許すが併し詳習は元と及第員に定數なく或は一名居首者のみを取る場合もあつて到底一般館生の及第を希望せらるべき科擧ではない。依りて成均館在館年數は最短三百日約一箇年と視るべきである。併し此期間に在りて前述種々の科擧に數次應ずるを得るから矢張館生は科擧に對して最便利にして又有利なる地位に置かれたのである。

宣祖朝以後東人西人の政争漸く熾烈となり壬辰役以來人心益々險惡となり老、少、南、北四邑の黨籍判然たるに至るや成均館は即政争の搖盪であつて四邑の子弟は其日相集ありて齋中に割據し食堂の座席も黨籍に由りて四分するに至つた。孝宗は其の九年之を以て畢竟師長の兼督其の宜しきを得ざるに原りとなして大司成曹漢を罷めた。然し朝廷に於ける黨争が止まなければ成均館内朋黨の争も亦止むべき筈がない。朝廷に於ける政争の熾烈を加ふるに從て館内の黨争も熾烈を加へ英宗は爲に痛太息して其の十八年春三月御筆を以て周而不比乃君子之公心、比而不周定小人之私志。と大書し之を右に列して成均館詳水側に立てた。勿論寸效のあるべきではない。

尙世級益々降りて政治濫爛し科擧の弊其の極に達するに至りて漸く成均館は太學たる機能を失ふ途に李朝末に於ては清顯門に屬する士類の子弟は之に入るを欲し多く郷儒田士の子弟の京に來りて寄食する所もなき者が手邊を求めて館生に入籍し齋に居りて寄食する状態たるに至つた。堂宇は堂々職員は高位の齒を列

是と館内實は高麗の良代太學草離たるは採所がない。

李朝科擧は政争の進むに従て漸次勢力ある政黨の黨勢維持擴張の機關に供せられ他黨の秀才は終年科擧に屈せられて及第の術なく全く情實場と化して實力競争復た求むべからず。人の知る如く四色の政争は高宗朝の儒臣宋尤庵時烈が學力手腕兼備して時の老者を討合して所謂老論派を組織してより時に幾許か消長はあつたが大體に於て老論派に敵する者なく老論は外戚を以て朝權を束つた。外に正祖朝安東金氏が勢道たりしより優越的地位を以て拔けず以て國末に及んだ。是に於てか科擧及第は老論派名門の壟斷に歸し僅に其の配當殘を以て同じく元は西人たる少論派の名門子弟に分與し元と東人たる南人少北三派は眞に所謂殘舊餘瀝を吸るに過ぎず。されば老論派の子弟は苦んで勉學するの要なく流落にして辭令に巧なる社交術を學べば足り少論派の子弟は夜以て晝に懸き學を而て文を學びて始めに或は立身するを得南北二派に至りては自首に至るまで苦學を重ね應科直進にして終に及第の選に入らず及第を以て天上の星を擲るにも其較した。是の如くなれば成均館と科擧とは往年の關係を失へ如何に館に在りて研學し成績優秀なるも科擧及第とは没交渉である。則ち太學の意義蕩然として空しく眞面目に此に在りて勉強する書生はなくなつた。是れ抑も南溪等の學制案に於て太學より薦擧生を出さざること所以である。

案するに朝鮮の舊官制は内外の本官一品より九品まで文武兩班の定員約九百人である。本業元官を濫設したか千人を出づること多くはない。然るに科擧制に由ると三年に一度式年文科及第者三十三人生員、進士

及第者二百人、外に雜科と稱して譯科十七人、醫科九人、陰陽科七人、律科九人、別に武科及第者三十三人あり。臨時の科擧に至ると毎年數回行はれ毎回相當の及第者を取ら。されば九百人官吏定員に對し有資格者ありきりに多し。利義士流全部がたゞなく順番を待ちて適當に官職の配當に預る事に行かない。必ず私情的縁戚に依りて結合して黨派を形作り其の集團力を以て官職を手に入る、の外はない。李朝の政治史が即黨争史となるに至りて太學の本來の意義も失はれて茲に前に郷校に於て今大學に於て李朝教育機關は全滅するに至つたのである。

要するに朝鮮の學制は高麗以來至りて單純又單調であつて終始發達を見るに至らなかつた。是れ畢竟教育機關が教育の眞價値を理會し眞目的を達せしが爲の故に設立せられしより、科擧及第者養成の機關として寧ろ施設せられたからである。而して科擧の科目及程度に進歩がなければ學制の方も進歩する必要がない。又太學以外の途から有效に及第の目的を達すべき方法が生ずれば太學の眞價値を見こに至るは當然である。又太學職員は正一品の知事より正三品の大司成從三品の司成に至るまで皆科擧及第者即適當の官吏であり正三位祭酒が獨り眞の學者を以て任する規定であるが李朝五百年間特に教育家として名の傳はつた者は國初に於て二十年間も司成大司成を勤めた尹別湖の外には聞かない。李退溪も一時大司成となつたが暫時にして罷め成績の靨るべきものなかつた。畢竟教育制度が眞教育家の出づべき素地を有せざるが爲に見なければならぬ。

式年雜科の應試者は其々の講習所に於て專門科傳習し亦定員を極めてある。譯官は京城の司譯院及び地方の外國語講習所に於て養成せらる。司譯院に於ては漢語學科三十五人、蒙古語學科十人、女眞語學科二十人(滿洲語學科は明朝滅亡後に新設せられたる三十四人)倭學科十五人の生徒を養成する。平壤、義州、蔚州に於ては漢語學科生徒三十人を養成し義州に於ては又別に女眞語學科生徒五人を養成す。昌城に於ては女眞語學科生徒五人、北青に於ては同十人を養成す。楚山、興海、渭原、滿浦に於ては女眞語學科生徒各五人を養成す。

善浦釜山に於ては倭語學科生徒各十人を養成し慶浦に於ては同科生徒六人濟州に於ては十五人巨濟に於ては五人を養成す。濟州に於ては外に又漢語學科生徒十五名を養成す。斯くの如き學科を有するから朝鮮人は最近まで(恐らく現在の大部分の者も)外國の學問と云へば即其國の語學であると信じて居つたのである。醫學生徒は宮中侍醫局なる曲醫監に於て五十人、瘡癩院なる惠民醫院に於て三十人を養成する。外に各大都護府に於ては十四人、各都護府に於ては十二人、各郡に於ては十人、各縣に於ては八人を養成する。觀象監に於ては天文學生徒二十人、地理學生徒十五人を養成し、戶曹に於ては醫學生徒十五人を養成し、刑曹に於ては律學生徒四十人を養成し國書署に於ては書學生徒十五人を養成し、昭格署に於ては道敎學生徒十人を養成する。其他大都護府に於ては律學生徒十四人を養成し都護府に於ては同學生徒十二人に於ては十人縣に於ては八人を養成する。

是等雜科の科舉は式年の外附廣科もあり生員進士科同様に初試と再試の二里を設ける。但し是等儒學以外の諸學生徒たる者は主として斯業を専業する中人階級より取り士流は志望せなかつたので毎回科舉應試者も生員進士科、文科の如き巨額數には至らなかつたのである。

三、甲午年以後ノ學制

李太王の三十一年(明治二十七年)甲午は朝鮮が百事日本の制度に倣ふて庶政を改革した年である。最先に科舉を廢止し翌年教育勅語を發布し新學制を施行し京城に官立の師範學校、中學校、日語、英語、獨語、佛語、露語、漢語の外國語學校、醫學校、農商工學校、高等小學校、小學校を立てる重なる地方に小學校を立てたか單に日本の制度を移したるのみで當時の時勢民度に適合しないから一向微々として振はす。

兩班の子弟は其の時々京城の外交界に羽振の善い國の外國語學校に入學して其の公使館員領事館員と交際せんとする外他の官立學校には入學するを望まない。科舉廢せられたから成均館は存在するが文廟祭祀と貧寒なる郷儒の食堂となつた。科舉のありし當時は尙形式的ながら及第に由りて文官資格を與へられたが科舉廢せられてからは勢家名門の子弟は何等の關門を透過し何等の資格を有するを要せず任官するを得宜場は層一層實情界たるに至つた。

斯くて混沌たる情況繼續すること十年明治三十八年統監府設置せられ日本の學政顧問置かるゝに至つて始めて朝鮮教育が新しき發達の軌道に進み入つたのである。